

# 憲法とは

## ～くらしのなかにいかすために～

配布用レジュメ

伊藤塾塾長・弁護士

日弁連憲法問題対策本部副本部長

9条の会世話人 弁護士 伊藤 真

# 自己紹介

- 伊藤塾の塾長として
  - 法律家・公務員の養成を40年
- 憲法の伝道師として
  - 全国で講演会・執筆
- 弁護士として
  - 1人1票実現運動と訴訟
  - 安保法制違憲訴訟
  - 憲法53条訴訟
  - 助成金不交付訴訟
  - 裁判官弾劾裁判
- 経営者として
  - 教育、ベトナム料理店、農業

# 伊藤真の日本一やさしい「憲法」の授業 (KADOKAWA)



伊藤真の  
日本一やさしい  
「憲法」の授業

施行 **70**年 いまこそ知っておきたい  
日本人の「一番大切な教養」

あなたは本当に  
理解していますか?

伊藤真

伊藤塾塾長・法学館憲法研究所所長

「安保法制」「特定秘密保護法」など時事トピックも解説 KADOKAWA

# 赤ペンチェック 自民党憲法改正草案 (大月書店)

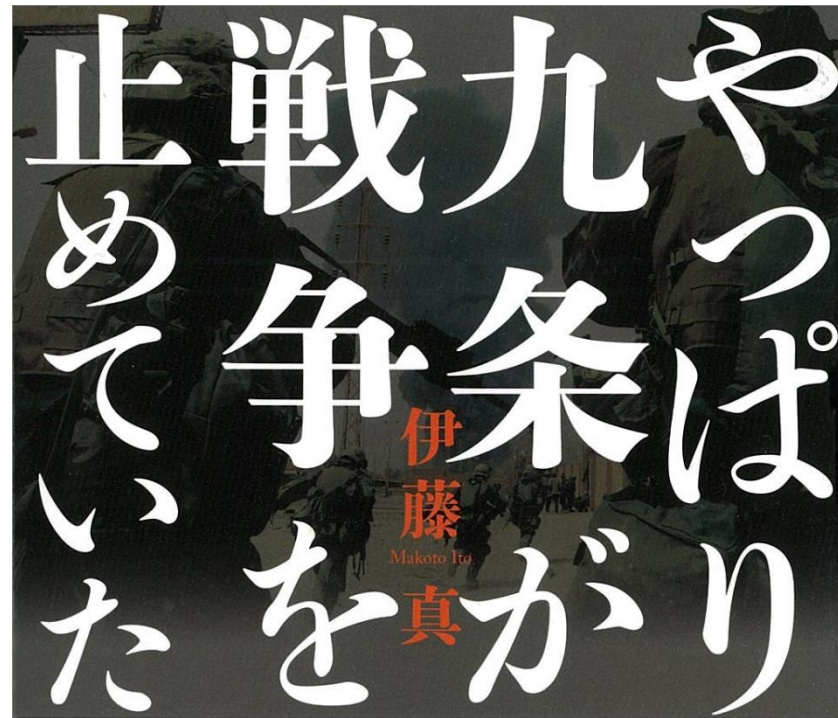




# あなたこそ たからもの(大月書店)



# やっぱり九条が戦争を止めていた



# 9条の挑戦(大月書店)

挑  
戦

伊藤真+神原元+布施祐仁

非軍事中立戦略の  
リアリズム

9  
条  
の

軍事力に頼らない  
安全保障とは?!

**「9条改憲」の  
対案はこれだ!**



大月書店 定価[本体 1,600 円+税]

# ロシアによるウクライナ侵攻 から得られる教訓



# ＜やはり軍隊は必要＞

- 強い軍隊を持っていないと、理不尽な侵略に対して抵抗できないから、独立国家である以上は軍事力を強化すべきだという教訓
- 米国やNATOなどと軍事同盟を結んでいないと軍事的支援を受けられず一緒に戦ってもらえないから、集団的自衛権行使を含めた軍事同盟は必要不可欠。
- 日本も尖閣諸島の問題などで中国から侵攻されたときには、安保条約があるのだから米国が守ってくれるはず。日米の軍事一体化をさらに進めて緊密な関係を構築しておかなければならない。  
←ただ、米軍が参戦するためには、米国内の憲法上の手続が必要であり、自動的に米国が自国の利益に反してまで日本を助けるために参戦してくれるわけではないことに注意。

# ＜やはり軍備拡大は危険＞

- NATOという軍事同盟に入ろうとしたから攻撃を受けたのであり、軍事的な中立を保っていれば、ロシアに攻撃する口実を与えることもなかったはず。
- 軍事力によっては結局、攻撃を抑止することはできず、核兵器を使うことを示唆するような国に対して、こちらも核兵器を使って核戦争も辞さない覚悟がないとやはり抑止力は働かない。
  - 日本が核兵器を保有しそれを行使する可能性を示して対抗することは現実的にも政治的にも不可能。
- 強い軍隊を持っているからといって軍事侵攻を防ぐ手立てにはならず、むしろ非軍事中立の方が、国民の生命。身体、財産を守れるという教訓。

今、日本はどのような憲法状況  
にあるのでしょうか？

# 国民・市民の憲法意識

- ジェンダー問題、LGBTQ、ネット被害、入管など外国人問題、同性婚、夫婦別姓、そして企業関係でもセクハラ・パワハラ、ダイバシティ・インクルージョン、ESG投資、SDGsなど日常的に憲法価値が話題になるようになってきた。
- さらに、コロナ対応・オリンピックを巡る国民の政治不信、飲食店いじめ、ワクチン差別、格差貧困、自殺、こどもの人権。。。問題意識を持つ人は増えているが、、、

一人ひとりが個人として尊重されていない  
社会へ突き進んでいる。

# 憲法・立憲主義の危機

## 1 憲法的に疑義のある法律制定

- 特定秘密保護法、新安保法制、共謀罪、デジタル法、重要土地利用規制法等

## 2 改憲の動き

- 改憲手続法改正、緊急事態条項創設の提案、  
– 改憲勢力拡大

## 3 立憲主義的国家ガバナンスの機能不全

- 政治部門での非立憲的政治運営（国会での議論の欠如、臨時国会召集無視など行政監視機能不全、法律に基づかないコロナ対策など）
- 司法部門での裁判所の違憲判断に消極的な姿勢



# 2021年10月31日(日)衆院選

## 1 改憲勢力(党の公約などで憲法改正に前向き)の議席数

- ・自民・・・261(276)    ・国民・・・11(8)
- ・公明・・・32(29)    ・無所属・・・7(14)
- ・維新・・・41(11)    ※カッコ内は、公示前議席数

## 2 改憲勢力の議席数の変化

- ・憲法改正のための国会発議には、衆参両院で2/3以上の同意が必要。
- ・衆院の総定数は465議席であり、発議に必要なのは2/3にあたる310議席以上。
- ・今回の衆院選で、改憲勢力は公示前の338議席から352議席となり、3/4以上(75.7%)を占める。
- ・今年の参院選が極めて重要。

# 自民党改憲の4つのテーマ

- 憲法9条改憲
    - 自衛隊憲法明記の名目で9条を骨抜きに。
  - 緊急事態条項創設
    - 内閣が自由に人権侵害できる政令制定可能。
      - \* コロナの関係でこの条項が強調されている。
  - 1人1票の否定
    - 選挙権の住所による差別を肯定。
  - 教育内容への国家の介入を容易にする
    - 教育は国の未来のためのものと規定。
- 憲法改正推進本部から憲法改正**実現本部**へ

# 自民～改憲に向けた動き①

## 1 現状(憲法審査会での議論)

- ・自民、公明、維新、国民民主は審査会の毎週開催で一致
- ・予算も成立したので、改憲論議が活発化する可能性。

## 2 改憲論議盛り上げのための対策

- ・自民党の憲法改正実現本部は、全国各地で開く対話集会の実動部隊となる「タスクフォース(TF)」を始動。
- ・全国11ブロックごとの責任者を含め国会議員約50人で構成。
- ・会員制交流サイト(SNS)などを活用した広報戦略を展開。
- ・安倍、麻生、石破のほか閣僚経験者が改憲4項目などを全国各地で説明。
- ・国民的な改憲論議を盛り上げ、国会での議論を後押しする狙い。
- ・改正実現本部では、参院選までに集会を100回開いて審査会の議論に影響を与えることを期待

## 自民～改憲に向けた動き②

### 3 参院選後の改憲に向けたスケジュール

- 7月の参院選に勝利すれば、衆院が解散されない限り、2025年まで国政選挙のない3年間を確保。
- 衆議院議員の任期満了は2025年10月。
- この3年間で改正項目の絞込み、改正原案の作成、憲法改正発議まで進めたいという改憲スケジュールを構想

黄金の3年間

自民党が最終的にどのような  
憲法(国のかたち)を  
めざしているのかが重要。

# 各党の改憲主張

## <公明党>

従来から環境権などの「加憲」を検討すべきと主張。国会審議にオンラインで参加できる制度の検討。

## <日本維新の会>

- ① 教育無償化
- ② 道州制の導入
- ③ 憲法裁判所の設置

緊急事態条項と9条改正を盛り込む方針

改憲テーマが絞られるかが問題。政治的駆け引きの道具に利用される危険。

## <国民民主党>

- ① 「データ基本権」の新設
- ② 衆議院の解散権の制限
- ③ 臨時国会の召集期限の明文化



# 憲法改正手続

- 憲法96条による3段階

- 1 国会による発議

国民に提案

→衆参総議員の2/3以上の賛成

- 2 国民投票による承認

これで確定

→投票総数の過半数

- 3 天皇による公布

→現行憲法と一体をなすものとして

- 憲法改正手続法(2007/5第1次安倍内閣)

# 憲法改正(96条)

1 この憲法の改正は、**各議院の総議員の3分の2**以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その**過半数の賛成**を必要とする。

投票総数の

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

# 憲法改正国民投票の 投票用紙例①

<p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 憲法改正案の賛成・反対の欄に「○」を記入し、          二 憲法改正案の反対の欄に「○」を記入し、          三 ○の記入以外は何も書かないこと。</p> <p style="text-align: center;">● 環境権規定について</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">記載</td> <td style="padding: 5px;">賛成</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">反対</td> <td style="padding: 5px;">成</td> </tr> </table>	記載	賛成	反対	成	<p style="text-align: center;">日本国憲法改正国民投票          (環境権規定について)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">○ 環境権管理委員会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 60px; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>環境 の印</p> </div> </div>
記載	賛成				
反対	成				

# 国民投票制度をどの程度知っているか？

Q

国民投票制度をどの程度知っているか？

「知らない」が半数を超える



● よく知っている ● ある程度知っている ● あまり知らない ● まったく知らない ● わからない・無回答

● 知っている 38%

■ 知らない 59%

# 国民投票運動について

- 国民投票運動とは、憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をし、又はしないよう**勧誘する行為**（国民投票法100条の2）。
- 国民投票の期日は国会の議決によるが、その議決は発議の日に行われることが想定される。それは発議の日から起算して**60日後180日以内**となる。
- 国民投票運動は、発議した日から国民投票期日当日の**投票所が閉まる時まで可能**。



# 国民投票運動の規制について

- 運動は原則自由（公選法の適用なし）
- 運動主体の規制
  - 運動の制約を受けるのは、投票事務関係者、選管職員、裁判官、検察官、警察官など。
  - 公務員と教師はその地位を利用しての運動はできない。
  - それ以外は、個人（年齢問わず）、市民団体、自治会、企業、組合、政党、議員（国、地方）、外国人など誰でも運動できる。
- 運動方法の規制
  - 組織的に多数人を相手に行われる買収行為禁止
  - 投票運動CMが投票期日14日前から禁止

# 憲法改正国民投票法の問題点

- **最低投票率・絶対得票率**の定めなし  
→国民の少数による改憲の危険
- 国民投票運動の期間が**短期間**なのではないか。
- 投票日の15日以前の**テレビCM規制なし**
- 投票日の14日以内でも勧誘行為以外のCM可能
- 運動の**広告資金、事前運動、ネットも規制なし**  
→資金力の多寡による不公平
- **複数同時発議**でもよい  
→国民にとって十分な熟慮時間がない。
- **公務員と教育者の国民投票運動の制限**（地位を利用してのもの）→萎縮効果

# 各国における国民投票運動規制

	日本	イタリア	フランス	英国	スペイン	デンマーク
テレビ	×	○	○	○	○	○
ラジオ	×	×	○	×	○	△ ※ローカルのみ許可
新聞、雑誌	×	○ ※新聞のみ	×	×	×	×

○均等配分などの規制あり × 規制なし

# 憲法改正と法律改正

- どちらも主権者たる国民の意思を正当に反映させるべきものである点では共通する。
  - しっかりと民意を反映することができる制度にするべき。

## <決定的な違い>

- 法律は、多数意思で決定された改正でも少数者の人権を侵害していれば、裁判所で違憲無効と判断して救済することができる(憲法81条:違憲審査権)。
- 憲法は、少数者の人権を侵害する内容の改正であっても、**裁判所で救済することはできない。**

少数者を守るための憲法が多数意思によって改正されるため、十分な審議討論の過程(国民投票運動の公正さ)が決定的に重要。

民放連はCM自主規制しないという。

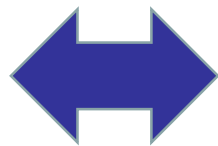
憲法改正の内容の議論の前に  
手続法を公平・公正なものに  
するべきではないのか。

国民に対して多元的な情報や意見が平等に与えられ、国民が熟慮するための十分な前提が確保されるまで  
改憲は手続的正義の観点から  
許すべきではない。

# 権力の監視と選挙

- 選挙には**権力を監視**する意味もある。
- 「**権力は常に濫用される**危険を持つ。絶対的権力は絶対的に腐敗する。」

選挙に行っても  
何も変わらない



選挙に行かなくても  
何も変わらない

選挙に行かないとジワジワと悪くなる

主権者として権力を監視し抑制するために  
選挙に行く。これは市民の責任。

# 選挙の意味

- 誰がやっても変わらないから選挙にいかない。
  - ← 政権担当者を変えること自体に意味がある。
- 国民が政治を監視する。
- 政権与党に緊張感を与える。
  - 公務員に公文書改竄、忖度を回避させる。
- これからの意思表示 + 過去の検証
  - PDCAサイクルの検証は改善のために必須。
- 全国民の代表者を選ぶものであること。
- すべての権力に主権者として正統性を与える。
  - 投票価値の平等は大前提

そもそも日本国憲法は何のために  
生まれたのかを確認します



# 明治憲法から日本国憲法へ ～憲法価値の転換～

<戦前の日本>	→	<戦後の日本>
天皇主権	→	<b>国民主権</b>
戦争し続けた国	→	<b>戦争できない国</b>
臣民の権利にすぎない国	→	<b>天賦人権思想の国</b>
教育を利用した国	→	教育内容に介入しない国
宗教を利用した国	→	政教分離
障害者、女性、子どもを差別した国	→	差別のない国
貴族・財閥・大地主のいる国	→	格差を是正する国
自己責任を強いる国	→	福祉を充実させる国
徹底した中央集権の国	→	地方自治を保障する国
国家のための個人	→	<b>個人のための国家</b>
↓ (国家主義・全体主義)		↓ (個人の尊重・個人主義)
国家・天皇を大切にする	→	<b>一人ひとりを大切にする</b>

# 明治憲法

# 日本国憲法

目的

国家

個人



手段

臣民

国家

# 日本国憲法の根本価値

- 憲法13条前段(個人の尊重)

「すべて国民は個人として尊重される。」

一人ひとりの自由を保障し、誰もが人間としての尊厳を持って個として尊重されて、生きることができるようにすることをめざす。

→一人ひとりを大切にする。

存在価値の保障

# 個人の尊重と幸福追求権

## <憲法13条>

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び**幸福追求**に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
  - 誰にも価値があり、幸せになる権利を持つ。
  - 自分の幸せは自分で決める(**自己決定権**)。
    - \* **自己決定権の政治への現れが民主主義**であり、**選挙権、憲法制定権・改正権(96条)**、そして地方自治

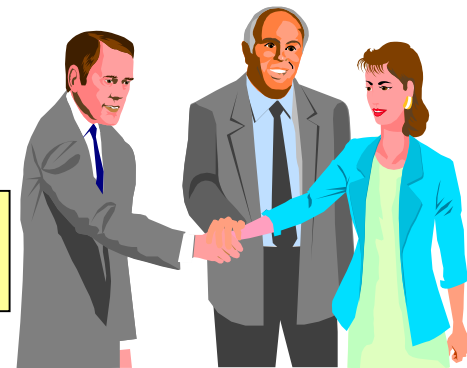
自分の幸福追求権、自己決定権の行使として政治参加。

# 個人の尊重(個人の尊厳)

- ・人は皆違う(個として尊重)→多様性

→人と違うことはすばらしい

違いを認め合って共生できる社会をめざす。



- ・人は皆同じ(人として尊重)→包摂性

→人間として生きる価値がある点では皆同じ

1人1人の存在自体に価値があるのであり、  
個人の幸せのために国がある。

多様性を認め合うことから  
他者への配慮も可能になり、  
多様な価値観の共存も可能となる。

社会の異分子を排除して同質化を図ろう  
とすることは立憲主義に反する。

「個人の尊重」こそ  
立憲主義の原点

私たちは、何のために  
憲法を制定したのでしょうか

## <日本国憲法 前文>

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する（前文第1項）。

<第12条> この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。



# 憲法制定の目的

- 憲法制定の2つの目的

① 「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」

→ 日本中に自由と人権をもたらすため

② 「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」

→ 政府に二度と戦争をさせないため

- 2つの目的を実現するための手段として

③ 「ここに主権が国民に存する」

→ 私たちが主体的に行動して実現する。

日本国民は、正当に<sup>に</sup>興<sup>を</sup>發<sup>せ</sup>られた<sup>た</sup>国<sup>に</sup>合<sup>に</sup>における代表者を通じて行動し、われらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらず恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する(前文1項)。

① 基本的人権の尊重

② 戦争放棄

③ 国民主権

①②が目的、③が手段

# 日本国憲法の理念と基本原理

## ●基本原理

立憲主義に立脚し、**国民主権**、**基本的人権の尊重**、**恒久平和主義**を基本原理としている。



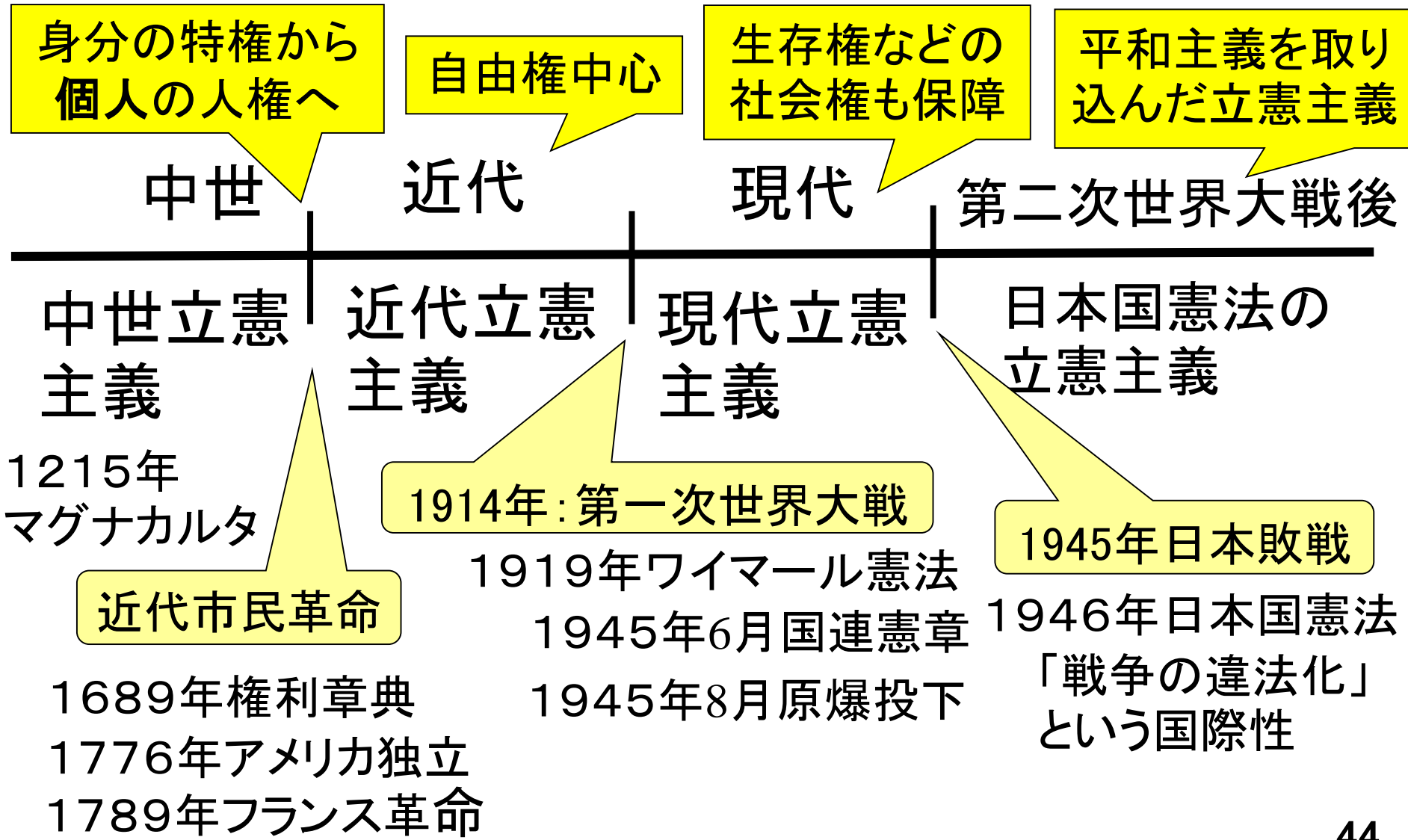
土台となる理念

## ●個人の尊重を中核とする立憲主義の理念

すべての人々が**個人として尊重**されるために、最高法規としての憲法が、**国家権力を制限**し、**人権保障**をはかるという立憲主義の理念を基盤としている。

「立憲主義」の意味を  
再確認してみます

# 立憲主義の歴史



# 立憲主義と平和主義

- 人権保障と権力分立が近代立憲主義の本質。

- ① 憲法で権力を縛る(マグナカルタ)。
  - ② 個人の尊重を根本価値とする。
  - ③ 人権保障を目的とする。
  - ④ 日本国憲法は恒久平和も目的とする。
- 近代国家  
共通

→ 政府に戦争させないために憲法を作った。

平和を多数決で壊せるような  
単なる政策の問題にしない。

# 日本国憲法の立憲主義

- 人権保障と戦争放棄を共に立憲主義の目的とした点に特徴がある。
- 人権と平和は表裏一体
  - 戦争は最大の人権侵害であり環境破壊
  - 平和が人権の下支えをする。
  - 幸福追求権、平等権、表現の自由、思想良心の自由、信教の自由、学問の自由、営業の自由、財産権の保障、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、平和的生存権

すべての人権を憲法9条が下支えしている。平和的生存権は基底的权利。

# 個人の尊厳を否定する ことで戦争は維持される

- 敵を人間としてみない。
- 人間を道具(物)として扱う。
  - 731部隊、特攻兵器、ナチスのユダヤ人虐殺等
- 「殺したくない」根源的意思を奪う(上官命令)。
- 遺族の悲しみを宗教を利用して喜びに変えてしまう(靖国神社)。



# 日本国憲法の平和主義について 考えてみます

# 憲法13条(個人の尊重)と平和

- 個人を戦争の道具にさせない
  - 一人ひとりのかけがえのない個人の命を、国に戦争の道具として使わせない。犠牲になるのは常に子どもや弱い人たち。
- 戦争は最大の人権侵害であり、環境破壊。
  - だから日本は戦争をしない。
- 外国とも共存の道を最大限に追求する
  - 日本の国と異なる価値観の国であっても“ならずもの国家”として武力によって排除することで解決しない。

正義と悪の二分論で他国を排斥するのではなく  
対話と協力による共存をめざすのが憲法9条

# 日本国憲法 第9条

## 1項

世界標準

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

侵略戦争放棄

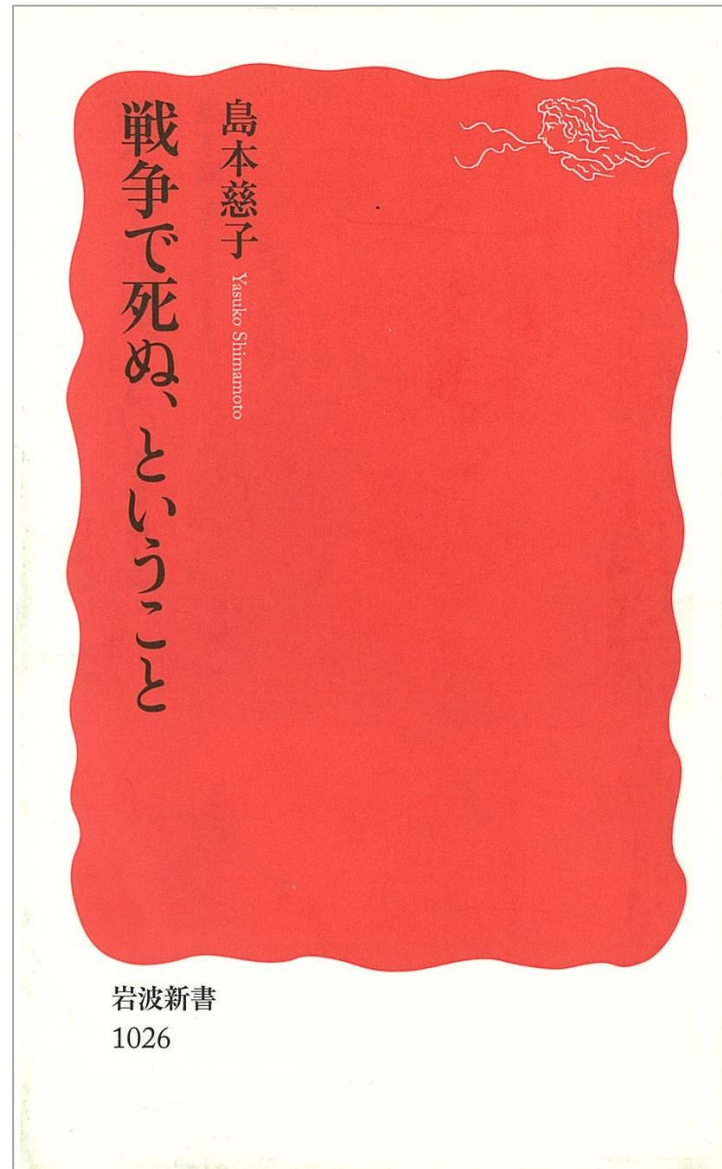
## 2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

戦争の手段を規制した2項こそが特に重要

# 『戦争で死ぬ、ということ』島本慈子 (岩波新書)



# 帰還兵はなぜ

DAVID FINKEL, THANK YOU FOR YOUR SERVICE

デイヴィッド・フィンケル 古屋美登里・訳

# 自殺するのか



イラク・アフガン戦争から生還した兵士200万のうち、  
50万人が精神的な傷害を負い、毎年250人超が自殺する。  
戦争で壊れてしまった男たちとその家族の出口なき苦悩に迫る衝撃のレポート!

何も知らないまま戦争を始めようとしている人たちがいる。

## 内田樹氏推薦!

亜紀書房 定価: 本体2500円+税

作者: デイヴィッド・フィンケル,  
古屋美登里

戦争とは人を殺し殺されること

そして

どの戦争にも必ず  
「戦争の後」がある。

これからも出てくる勇ましい言葉や宣伝に  
惑わされないこと。

戦争とは最大の人権侵害であり  
最大の環境破壊である。

武器生産による利益獲得  
戦争による経済発展は

持続可能な発展(SDGs)とは到底いえない

憲法9条こそ、SDGsを進化させたもの

- 30大綱(平30(2018)・12・18)
  - 日米同盟の強化として、「総合ミサイル防空」を挙げる。
  - 「日米間の基本的な役割分担を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、**ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方**についても引き続き検討の上、**必要な措置を講ずる。**」
- 岸田総理所信表明演説(2021年12月7日臨時国会)
  - 「**敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず**現実的に検討し、スピード感をもって防衛力を抜本的に強化していく」



# 日米安全保障協議委員会共同発表 (2022年1月7日)

- 「日本は、戦略見直しのプロセスを通じて、**ミサイルの脅威に対抗するための能力を含め、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意を表明した。**日米は、このプロセスを通じて緊密に連携する必要性を強調し、同盟の役割・任務・能力の進化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した。閣僚は、とりわけ陸、海、空、ミサイル防衛、宇宙、サイバー、電磁波領域及びその他の領域を統合した領域横断的な能力の強化が死活的に重要であることを強調した。」
  - これは、日本が、12月の国家安全保障戦略等の改定に当たって、敵基地攻撃能力の検討をするとの表明と読める。

# 「専守防衛」の改変

## 1 「専守防衛」定義

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう（平成26年版防衛白書）

## 2 2015年（平成27年）5月12日答弁

### ・小西洋之君

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるというふうに理解されているということによろしいですね。

### ・政府参考人（防衛省）

「そういうふうに理解をしています。」

# 着々と進む日米同盟の強化

防衛大綱は、日米同盟の抑止力及び対処力の強化のため、平時から有事までのあらゆる段階や災害などの発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、すべての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、わが国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずることとしている(令和2年防衛白書)。

- 1 宇宙領域やサイバー領域等における協力
- 2 総合ミサイル防空
- 3 共同訓練・演習
- 4 情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動
- 5 海洋安全保障
- 6 後方支援
- 7 わが国における大規模災害への対処における協力

# 敵基地攻撃能力論の本質

- 敵基地攻撃能力とは
  - 従来の急迫不正の侵害行為に対する必要最小限の「対処」を超えて、敵の攻撃を抑止するための敵基地に対する攻撃能力
  - まず、敵の制空権を確保する必要がある、それは**普通の戦争**。
- **日米軍事一体化の具体的な現れ**
  - 日本の国土防衛のためではない。
  - 集団的自衛権行使と同様に米国からの要請であり米国防衛。
- 現実的な**抑止力強化にならずリスクの方が大**
  - 核戦争抑止になるのか？
    - 日本が核兵器を保有することなどできるのか。
  - 限定戦争の抑止になるのか？
    - 英国はアルゼンチンによるフォークランド諸島侵攻を抑止できなかった。
    - イスラエルは第4次中東戦争でシリアの戦闘を抑止できなかった。
    - 限定戦争では抑止力ではなく前線での勝敗がものをいう。

全面戦争容認  
につながる。

# 我々にとっても大切なこと

- 相手の立場に立って考える。
- 想像力を働かせる。
- 一歩先を考える。
- そして、具体的に考えること。
  - 自衛隊の実態を踏まえること。
  - 戦争のことを私たちは、どこまで知っているだろうか。

# 日本に期待される国際貢献は

- **非戦と非核、軍縮**を内外で積極的に推進
  - 核・生物・化学兵器の全面禁止など
- 紛争後の**復興支援**
  - 武装解除、インフラ整備、農業支援、産業支援、財政援助、教育支援、法整備支援他
- **紛争の原因除去**のための積極的活動
  - 飢餓、貧困、疾病、災害、人権侵害、環境破壊、経済と教育の格差といった構造的暴力をなくすために、国際社会において積極的な役割を果たす(**人間の安全保障の推進**)。
  - 「われらは、**全世界の国民**が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する」(憲法前文2項)。これの実践が重要。
- 軍事力だけが国際貢献ではないし、安全保障でない。

# ウクライナ危機における憲法の立場

- 戦争反対という意思表示も、プーチン叩き、ロシア叩きになってしまっても本末転倒ではないか。
- 善悪二分論によって相手を悪者と決めつけて、叩き潰して排除すればいいという考えは危険。
  - ロシアに対する攻撃を聖戦のように扱ってしまったら、かえって戦争を激化させるだけ。
- ウクライナへの武器の供与によって利益を得る軍需産業はほくそ笑むかもしれないが、そうした軍事支援ではなく、NATOに属しない日本だからこそできる中立的な立場からの仲裁など「国際社会において名誉ある地位を占める」方法が可能なはず。
  - たとえ理想にすぎる綺麗事と冷笑されようとそれが憲法のめざす国際貢献ではないのか。

# 今こそ、冷静さが必要

- 戦争の**悲惨な現実**を知ること。
- しっかりと想像力を働かせること。
  - 映画やゲームのようにかっこいいものなんかではない。  
残酷で、無残で、悲しいだけ。
- 耐えがたい苦痛を家族や友人にもたたらす。
- 武力行使によって**さらに重大な問題**を引き起こす。
- 軍事力によっては、**問題は解決できない**。

どんな理由があっても、戦争という手段では何も解決しない。



自民党のめざす改憲提案を  
立憲主義の観点から考えてみます。

# 3つの立憲主義の危機

- 政治運営による非立憲
  - 新自由主義推進、原発再稼働、消費税、沖縄問題、福祉行政、教育行政、選挙制度、武器輸出、核兵器廃止政策後退、マイナンバー、秘密保護法、盗聴法、共謀罪、人事介入、公文書破棄、臨時会召集拒否、ご飯論法による議論不在等
- 解釈による非立憲
  - 安保法制法(戦争法)
- 明文改憲による非立憲
  - 自民党「新憲法草案」(2005年)
  - 自民党「日本国憲法改正草案」(2012年)
  - 安倍氏による改憲主導(2017.5.3メッセージと4項目) 65

# 憲法改正に向けた自民党の考え (2012年Q&Aによる)

「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる  
新憲法の制定を目指す」(平成22年「綱領」)

「日本にふさわしい憲法改正草案とするために、まず、  
天賦人権説に基づく規定振りを全面的に見直した。」

→日本古来の歴史・伝統・文化・徳性を踏まえた憲法を  
制定する。

「独立国家が、……軍隊を保有することは、現代  
の世界では常識です。」

→国防軍を創設

# 2012年自由民主党改憲草案の目的

- 憲法改正に向けた自民党の考え
  - ① 日本古来の伝統をふまえた自主憲法を制定したい。
  - ② 集団的自衛権を容認して国防軍を創設することにより日米同盟を強化し、米国の期待に応えたい。また、軍事力による国際貢献をしたい。

軍事的経済的に「強い国」づくり  
＝戦前回帰・富国強兵

# 自民党改憲草案(2012年)

(前文)

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する

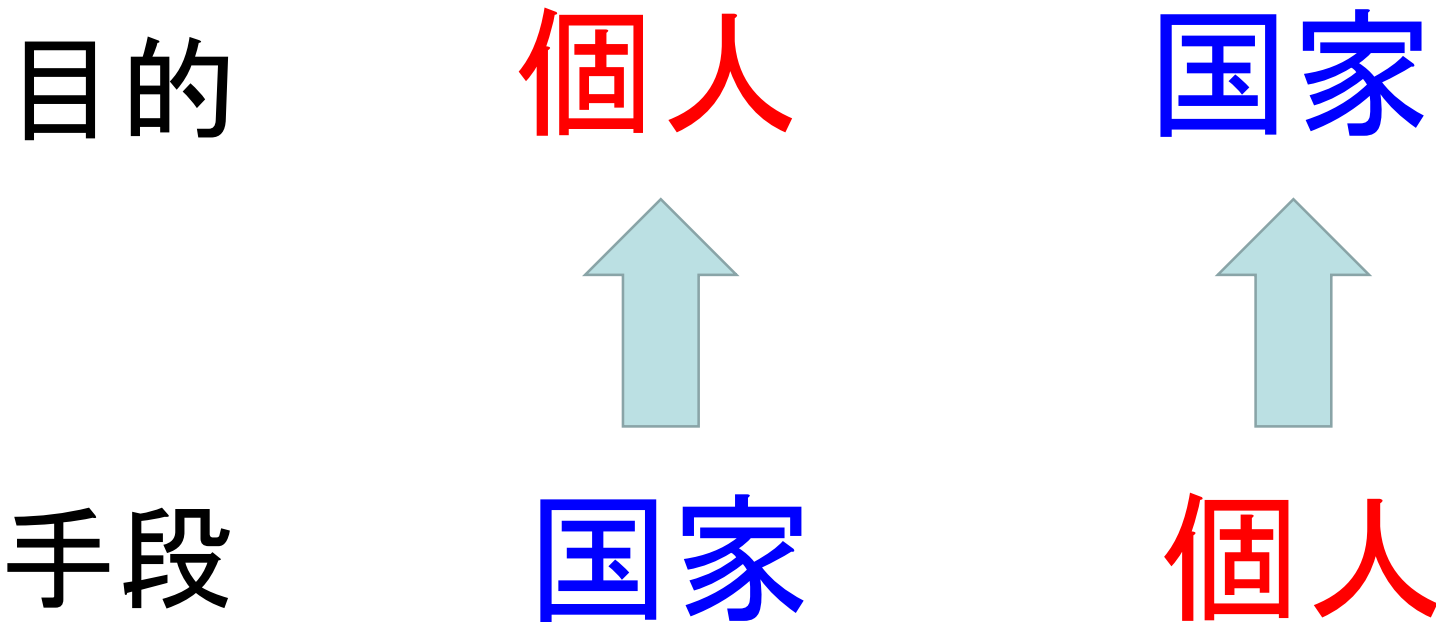
# 前文 つづき

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

# 日本国憲法 自民党改憲案



大日本帝国憲法と同じ

# 日本国憲法の特長

1 世界の近代憲法の正統派の流れを承継

→ 個人の尊重のための 立憲主義



個人の人権を保障するために権力を拘束

人類の英知の結晶 ⇒ 他国と同じところ

2 日本の先進性の現れで独自のものである。

→ 徹底した恒久平和主義

日本の英知の結晶 ⇒ 他国と違うところ



# 自民党改憲案(2012)の意味

## 1 改正草案は自由民主党のDNA

- 自由民主党は自主憲法制定のために結党。  
→個人の尊重のための立憲主義から決別

他国と違う(変な国)

人類の英知を否定

## 2 日米同盟を強化し、米国の従来からの要請に応える。

- 戦後一貫して進められてきた日米同盟の一体化・深化をさらに加速させる。

→徹底した恒久平和主義から決別

他国と同じ(普通の国)

日本の英知を否定

こうした非立憲的な問題点が  
何も変わっていないのが、  
自民党改憲4項目

# 自民党改憲4項目（安倍改憲）

- 憲法9条改憲
    - 自衛隊憲法明記の名目で9条を骨抜きに。
  - 緊急事態条項創設
    - 内閣が自由に人権侵害できる政令制定可能。
      - \* コロナの関係でこの条項が強調されている。
  - 1人1票の否定
    - 選挙権の住所による投票価値の差別を肯定。
  - 教育内容への国家の介入を容易にする
    - 教育は国の未来のためのものと規定。
- 憲法改正推進本部から憲法改正**実現本部**へ

# 2017.5.3安倍メッセージ

「『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきであると考えます。」

この改憲は必要で正当なのでしょうか。

# 安倍・自民党9条改憲案

## <9条の2>

- 1項 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。
- 2項 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

# 自衛隊違憲論の立憲主義的意義

- 憲法で権力を統制しようとするのが立憲主義。
- 憲法は武装集団に正面から正統性を与えていない。
- 武力行使をする自衛隊が違憲かもしれないとの指摘を受けることで、常に、9条の外の存在として緊張関係を保つところに意味がある。
  - 常に、自衛のためか、必要最小限度かと、問われ続けるところに違憲論の意味がある。
- 戦前のように正規軍の軍拡予算を主張したり、国防を国家の最優先事項にしたりすることができない。
- 自衛隊違憲論は、軍事優先社会を構築することや反戦思想を取り締まること封じ、自由な社会の下支えとして機能してきた。

- 9条と矛盾するように見える自衛隊をこうして統制してきたのが自衛隊違憲論。
  - 憲法に書かないことに立憲的な意味がある。
- これを憲法に明記することによって、緊張関係をなくそうということは、国家として、より自由に自衛隊を利用できるようにしたいということ。
- 果たして、適切な権力統制が可能であろうか。
- 戦前、軍事力の統制に失敗した日本が、憲法による**正統性剥奪**という**権力統制方法**を生み出したのだから、これに代わる効果的な方法を提示する必要がある。
- これに変わる歯止めなどあるのであろうか。
  - 国会による民主的統制など不可能なのではないか。
    - 秘密保護法による情報統制
    - 情報の隠蔽、廃棄、改ざんのおそれ

文民統制？

- 自衛隊が一度規定されると、我が国を「防衛するための必要最小限度」という曖昧な要件が無制限に拡大解釈される危険性がある。
  - 9条2項の例外として規定されるので、9条2項は空文化する。
  - どの国も防衛のため必要最小限度なのであり、普通の軍隊。
  - 我が国の防衛には必要ということで無限定の集団的自衛権の行使も認められるようになる。
- 国民投票による初めての憲法上の国家機関が自衛隊となることによって、強い民主的正統性が与えられる。
  - 活動範囲の拡張、防衛費の増加、軍需産業の育成、武器輸出の推進、自衛官募集の強化、国防意識の教育現場での強制、学問技術の協力要請等、高度国防国家へと進むことになる。
- 「国防」が憲法上、新たな「人権制約の根拠」になる。

「国防」の名目で自由が抑圧される国へ。



改憲の対象とされている  
緊急事態条項とは  
どんなものなののでしょうか。

# 国家緊急権（非常事態条項）

- 戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、**国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限。**
- 平時には許されない**人権制限**が許され、**行政権が立法権、司法権をも掌握する。**
  - **人権保障と権力分立の停止**
- 憲法保障の一形態であると同時に**立憲主義を破壊する危険**を併せ持つ。

# 自民党案の緊急事態条項

## 第73条の2

- (第1項)大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。
- (第2項)内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

(※内閣の事務を定める第73条の次に追加)

# 自民党案の緊急事態条項

## 第64条の2

- 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その**任期の特例**を定めることができる。

(※国会の章の末尾に特例規定として追加)

# 日本国憲法制定時の議論

- GHQ草案になかったが、地震等の大災害で緊急の立法措置を講ずる必要が生じた場合に備えて、**参議院の緊急集会**（憲法54条2項但書）、政令への罰則の委任（73条6号）の規定が憲法に盛り込まれた経緯がある。
- 緊急時においては、**国会によるコントロール**の下で事態に対応すること、憲法が予定しない事態には**法律を定めて対応**することが予定されていた。

# 金森徳次郎 憲法担当大臣の答弁

- 緊急勅令および財政上の緊急処分は、行政当局者にとりましては実に重宝なものであります。しかしながら、調法という裏面におきましては、国民の意思をある期間、有力に無視し得る制度であることと言えるのであります。だから**便利を尊ぶかあるいは民主政治の根本の原則を尊重するか**、こういう分かれ目になるのであります。
- (略) 過去何十年の日本のこの立憲政治の経験に徴しまして、**間髪を待てないという程の急務はない**のでありまして、そういう場合には何等か臨機応変に措置を執ることができます。したがって、緊急の措置を要しますのは、やや余裕のある事柄であります。してみれば、そういう場合には、臨時に議会を召集するという方法によって問題を解決することができる。...臨時に議会を召集することができない場合...それは衆議院が解散され、いまだ新議員が選挙せられないところの三、四十日の期間が予想せられるのであります。その時にはなんともしようがない。そこで**参議院の緊急集会を以て暫定的に代へる**、こういうことが考えられます。なおかつ...、たとえば咄嗟の場合に交通断絶その他の場合に、如何に適當の処置をするかというときには、今後色々な工夫を致しまして、そういう非常の場合に処する僅かばかりの臨時措置の規定を**必要なる法律等**に編み込み、(略)平素から予備して置くと云うのも、一つの考え方であろうと思います...


# 国家緊急権の目的の再確認

- 定義の確認：
  - 内乱・恐慌・大規模な自然災害など、**平時の統治機構をもっては対処できない非常事態**において、**国家の存立を維持するために**、国家権力が、立憲的な**憲法秩序を一時停止**して非常措置をとる権限。
- **軍隊が国家を守るものであり、国民を守るものではないことが軍事の常識であるのと同じく、**
- **国家緊急権は、国家を守るものであり、国民を守るものではない。**
- **コロナ対策も法律で十分に対応できる。権力を国に集中させる改憲は不要であり有害。**

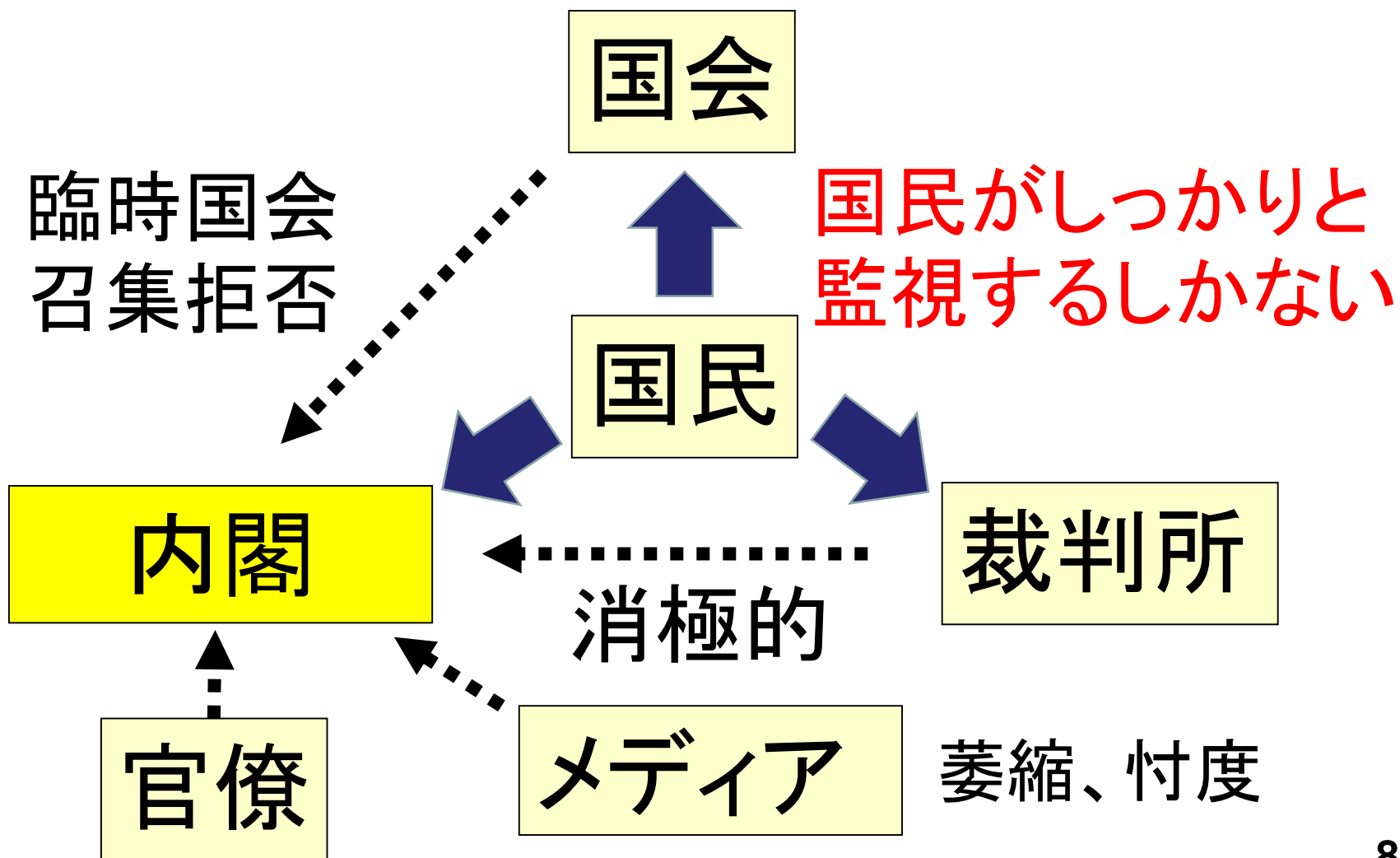
非立憲を立憲に引き戻すために  
我々がなすべきこと



# 改憲論議をする前に注意すべき点

- 1 憲法そのもの(立憲主義)をきちんと知る。
- 2 現在、国民にとって具体的な不都合があるか。
- 3 どの誰が利益を受けるのかを具体的、現実的に考える。  

- 4 改憲に期待しすぎない。
- 5 改憲によって国民・市民の生活がどう変わるかを具体的に考える。
  - (1) 今よりも安全な生活になるのか
  - (2) 今よりも自由な生活になるのか
  - (3) 今よりも福祉が充実した生活になるのか

# 非立憲政治への抑止力



人事権把握され抵抗できず

# 国民の対抗手段

- 政治部門のルート
  - 街頭宣伝、デモ、ビラ配布など**表現の自由**
  - **請願権**行使（署名運動）
  - **選挙権**行使
    - 野党共闘（1人区対応）
    - 壊憲勢力に対して「**立憲勢力**」として団結
- 司法のルート
  - 違憲訴訟
  - **市民の下支え**が不可欠

# 今後の選挙や国民投票で重要なこと

- 萎縮しないで、声をあげる。
  - 家庭、職場、学校、地域で話題にし続ける。
- 権力の私物化は許されないという大義
  - 自衛官への感謝。だからこそ戦地で死んでほしくない。
- 想像力（イマジネーション）
  - 戦争の悲惨さへの想像力
    - 慎重すぎるくらいがちょうどいい。
  - 自分の生活がどう変わるかへの想像力
  - 今こそ、歴史から学ぶ勇気と誇り

憲法を生活  
や仕事の中  
で活用する

**国家**  
権力者  
(政治家etc)

**憲法**

**法律**

**国民**  
市民  
愚民・臣民

制限

制限

# 自立した市民をめざそう

- 自立した市民にならないと損をする。
  - 自立した市民として賢く生きるために学び続けること。
- 自立した主体的に生きる市民
  - 自らの意思で**学び、考え、行動**し、社会にかかわる。
  - **物言う口うるさい民。**
- 愚民・臣民
  - **誰かに任せ、従順**に従い、自由がなくとも、守ってもらえればよしとする。自らこれを選択している。
  - **物言わぬ従順な民**（選挙にもいかず任せきり）。

家庭・学校・職場・地域

非民主国家の為政者は愚民を歓迎する。

# マルチン・ニーメラー牧師の告白

はじめにやつら(ナチス)は**共産主義者**に襲いかかったが、私は共産主義者ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらは**社会主義者と労働組合員**に襲いかかったが、私はそのどちらでもなかったから声をあげなかった。

つぎにやつらは**ユダヤ人**に襲いかかったが、私はユダヤ人ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらが**私**に襲いかかったとき、私のために声をあげてくれる人はもう誰もいなかった。

こういう時代だからこそ、  
今を生きる者としての責任を果たす

9条を持つ日本国憲法の下で生きる  
国民・市民としての責任を果たす



ただ一人の人間の命は、  
この地球上で一番豊かな人間の全財産よりも  
100万倍も価値がある。

もし私たちが空想家のようにだといわれるならば、  
救いがたい理想主義者だといわれるならば、  
できもしないことを考えているといわれるならば、  
何千回でも答えよう  
「その通りだ」と

チェ・ゲバラの言葉

# 最後に

- 1 明日の日本は今日の私たちが創る。  
→今を変えれば未来を変えられる。  
**憲法の理想**に現実を近づけることこそ必要。
- 2 **今を生きる者**としての**責任**を果たし**誇り**を持つ。  
→**憲法を知ってしまった者**として今できることを。  
**市民として主体的に行動**する。
- 3 **Festina Lente** (ゆっくりいそげ)  
慌てず、焦らず、諦めず、  
一歩一歩が大切。

憲法や法律をもっと学んでみたい皆様へ

伊藤塾の“法律の入門講義”（体系マスター）

YouTubeで配信中！



この動画のチャットのリプレイはオフになっています。

司法試験入門講座 体系マスター 伊藤塾長クラス2020  
伊藤塾 - 3/5

- <8/4(火)14:00~> 司法試験入門講座 体系マスター-法学入門1-3 伊藤塾長ク...  
伊藤塾 4:03:56
- <8/6(木)14:00~> 司法試験入門講座 体系マスター-法学入門4-6 伊藤塾長ク...  
伊藤塾 4:05:01
- <8/11(火)14:00~> 司法試験入門講座 体系マスター-憲法1-3 伊藤塾長クラス8...  
伊藤塾 4:16:31
- <8/13(木)14:00~> 司法試験入門講座 体系マスター-憲法4-6 伊藤塾長クラス8...  
伊藤塾 4:20:32
- <8/18(火)14:00~> 司法試験入門講座 体系マスター-民法1-3 伊藤塾長クラス8...  
伊藤塾 4:24:45

司法試験・予備試験「はじめての人のためのスペシャル対策...」  
伊藤塾 6857 回視聴・4 週間前

試験対策のインフラと 23:57

<8/13(木)14:00~> 司法試験入門講座 体系マスター-憲法4-6 ...  
伊藤塾 2468 回視聴・5 日前に配信済み 新着

▼講義のテキストを無料でお届けします。こちらからご請求ください。  
<https://www.itojuku.co.jp/seikyu/top>

法律の基礎を分かりやすく、体系的に学ぶ講座です。ぜひ体験してみてください。

<体系マスター>

■ 法学入門

■ 憲法

■ 民法

■ 刑法

※順次配信していきます。



<https://www.youtube.com/watch?v=5CJ4zG0RN60&list=PLcarrdkNcok9U8L7IQZ8ROCVdCPyyDq7B> アクセスはこちらから→